

「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」答申(案)に対する意見募集」
意見提出者一覧

計 5者(法人等:5者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	ソフトバンク株式会社
2	楽天コミュニケーションズ株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	西日本電信電話株式会社
5	KDDI株式会社

「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方」
 答申(案)に対する意見及びそれらに対する考え方(案)

総論

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1-1 通信量の減少等、固定電話(PSTN)の市場環境の変化を踏まえて接続料規制を撤廃すべき。	考え方1-1	
<p>○ 固定電話(PSTN)の市場環境を踏まえ、接続料規制は撤廃すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場環境・競争環境は変化しており、固定電話(PSTN)市場は縮小の一途。 ・ PSTNの接続料水準を抑制するための規制は撤廃し、ICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべき。 <p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動体通信の高速ブロードバンド化の進展、SNS市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。</p> <p>特に携帯電話ユーザが約1.7億に拡大し、固定電話(PSTN)ユーザの約8倍ものユーザが利用していることに加え、音声定額サービスの登場、Skype、LINE等、これまで主に通信事業者が提供してきた音声通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっている等、音声通話サービスを提供する通信事業者がNTT1社のみであった時代とは大きく状況が変わってきています。</p> <p>その結果、音声通信サービスの総トラヒックは、長期増分費用方式(以下、LRIC方式)が初めて導入された2000年度には約70億時間であったものが、2016年度には約33億時間と▲50%以上も減少し、音</p>	<p>○ 現在、NTT東日本・西日本の加入電話・ISDNの契約数は、減少傾向にあるものの、固定電話全体の約4割を占めており、NTT東日本・西日本の設置する第一種指定電気通信設備に接続する接続事業者の当該サービスへの着信依存度は高く、ゆえに、接続事業者が提供する電話サービス原価のうちNTT東日本・西日本へ支払う接続料の割合も高いと考えられる。</p> <p>PSTN接続料の水準は上昇傾向にあるが、それは接続料を支払う接続事業者にとって費用負担となり、接続事業者自身がいかに自網のIP化等によって効率化を図っても、その負担は変わらない。</p> <p>今後も接続料が上昇を続けることにより、接続事業者の費用負担がさらに増大することで、ネットワークのIP化等によるさらなる効率化へのインセンティブが十分に働かなくなるおそれがある。</p> <p>固定電話サービスが、これまでと同様に、社会経済活動に不可欠な基盤として、誰もが利用</p>	無

<p>声通信サービスに占める固定電話(加入電話、ISDN、CATV電話)の割合は通信回数では30%を下回り、通信時間では20%を下回る状況となっています。</p> <p>また、通信事業者の事業構造に着目してみても、携帯電話・IP電話等のサービスが多様化した現在において、通信事業者は自らネットワークを構築してトータルで独自にサービスを提供しており、当社のPSTNを利用して他事業者が中継電話サービスの料金を競い合っていた時代とは競争環境が大きく変化しております。</p> <p>更に、KDDI殿は2016年6月30日をもって直収電話サービス(メタルプラス電話)を終了、九州通信ネットワーク殿は2018年3月31日にマイラインサービスを終了する等、メタル回線を利用する固定電話(PSTN)市場は縮小しており、このような市場環境・競争環境の変化に応じる形で、KDDI殿は無線技術を用いたサービス(ホームプラス電話)を提供し、ソフトバンク殿も2017年7月5日より無線技術を用いたサービス(うちの電話)の提供を開始する等、IP電話サービスや無線を用いた代替サービスへの移行が進展している状況を踏まえると、今後も当社のPSTNへの依存度はますます縮小していくことから、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響はますます小さくなっていきます。</p> <p>したがって、このような市場環境・競争環境の変化を踏まえると、PSTNの接続料水準を抑制するための規制を撤廃し、むしろICT社会の一層の進展による新たな付加価値創造を促すような政策に転換すべきと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>可能な料金水準で今後も提供されるためには、需要に応じた効率的なサービス提供がなされる必要がある。そのためには、接続事業者が支払う接続料についても、ネットワークのIP化や光化等の技術の進展を踏まえ、さらなる低廉化が促進されることが求められるが、その必要性は否定されるべきものでないと考えられる。</p>	
<p>意見1-2 接続料規制を直ちに撤廃することが困難だとしても、長期増分費用方式ではなく、実績原価方式を適用すべき。</p>	<p>考え方1-2</p>	
<p>○ 直ちに規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LRIC方式で算定した接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しており、公正妥当な水準とは言い難いため、直ちに 	<p>○ 電気通信事業法第33条第4項第2号の該当箇所は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するものと</p>	<p>無</p>

規制撤廃が困難だとしても、実績原価方式を適用すべき。

- ・ まして、改良IPモデルはGC接続機能等の算定ができないことや現実に存在しない装置を用いる等、合理性・妥当性を欠くものであり、一部であったとしても適用することは不適切。

電気通信事業法第33条第4項2号において、接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの」と規定されていますが、LRIC方式によって算定された接続料原価は、実績原価と比較して依然として大幅に乖離しています。

このような乖離は電気通信事業法第33条第4項2号に鑑みて「公正妥当な」水準とは言えず、LRIC方式がコストベンチマークとしての機能を果たしていないことは明らかです。

また、LRIC方式の適用意義とされている非効率性の排除、透明性や公平性の確保は、以下の理由より、実績原価方式を採用した場合でも十分に担保できることから、LRIC方式の採否とは直接関係がないと考えます。

- ・ 当社は、PSTNサービスにおいて継続的に効率化(LRIC方式導入当初(2000年度)から2017年度までに、東西計で約1兆円のコストを削減)を図っており、効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、引き続きPSTNサービスの効率化には取り組むこと
- ・ 実績原価方式に見直したとしても、第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づく接続会計報告書の公表や接続料申請時における詳細な算定根拠等の開示、接続事業者への説明会の開催等を通じて、透明性や公平性は十分に確保できること

したがって、当社としてはPSTNの接続料に対する接続料規制の撤廃が直ちに困難だとしても、PSTN以外の接続料算定において通常用いられる実績原価方式によってPSTNの接続料を算定すべきと考えます。

して総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なもの」としており、接続料が、能率的な経営の下における適正な原価を超える場合、接続事業者に超過分の負担を転嫁することとなるため、接続料について公正妥当であることを求めるものである。

第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定には長期増分費用方式が適用されているが、これは、従来、実際費用方式による接続料算定において、情報の非対称性や既存事業者の非効率性の控除の点で一定の限界があったことから、導入が求められたことに起因している。

NTT東日本・西日本の主張によれば、長期増分費用方式で算定した接続料原価と実際費用との間には大幅な乖離が存在するとのことであるが、答申(案)に示したとおり、この実際費用の水準は現状、十分に低廉な水準とは言えず、上述の長期増分費用方式の導入経緯を踏まえると、公正な競争環境の確保の観点からは、非効率性の排除が可能な長期増分費用方式の適用の意義はむしろ従来よりも増大していると言える。

また、長期増分費用方式による費用算定方法は、研究会や意見募集等の開かれた検討プロセスを経て策定・見直しが行われることから、当該方式は、接続料算定における公平性・透明性の確保も可能な方式である。

上述のとおり、当社としては、LRIC方式自体を適用すべきでないと考えていますが、特に、改良IPモデルについては、

- ・ 改良IPモデルは、現にPSTNで提供されている全ての機能の接続料算定に対応できない、特に、基本的な機能であるGC接続機能等の接続料さえ算定できないこと
- ・ 改良IPモデルで採用されている音声収容装置は、既に他事業者が提供終了したサービスで用いていた装置であり、既にメーカーが生産を終了しているため、現在調達不可能で、当社の効率化に向けたベンチマークとなりえない装置であること
- ・ 改良IPモデルで採用されている音声収容装置は、光回線に対応したインタフェースを持つとみなされているが、そのような装置は現実には存在しないこと
- ・ 現行のPSTNモデルにおいても実績原価に対して数百億円規模の乖離がある中、更に乖離幅を広げる改良IPモデルの導入は、設備構築事業者にとって到底コストベンチマークとなり得ないこと

といった構造的な課題が存在するモデルであることから、その適用に合理性や妥当性がなく、たとえ一部であってもPSTN接続料の算定に用いることは不適切であると考えます。

(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)

以上のことから、加入者交換機等の接続料算定において長期増分費用方式に代わりうる適切な方式は現時点では見当たらず、平成31年度以降の接続料算定において、実際費用方式を適用することは適当と言えない。

- 次期適用期間の接続料算定において、改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせで適用し得ることは、以下の理由から適当と考えられる。

長期増分費用モデル研究会(以下「モデル研究会」という。)で新たに策定された改良IPモデルは、新規参入者が現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備・技術として、IP網を前提として現在需要を賄う通信網のコストをモデル化して算定を行う。そのため、GC接続に係るコストをそれ単体で切り出すことはしないが、より効率的な設備構成において、IC接続のコストとして算定している。

モデル研究会では、電気通信事業法第33条第5項の規定に基づき、モデル検討に当たっての基本的事項として、検討対象とする設備・技術を(実際の指定電気通信設備に使用されているものに限定せず)「信頼性のあるコスト把握が可能な範囲で、少なくとも内外有力事業者で現に採用されている例が稀ではない」ものとしている。音声収容装置は、上記基本的事項を満たし、コスト算定に当たって参照することが有用であることから採用されている。

	<p>また、音声収容装置が光回線を収容可能と仮定している点について、モデル研究会報告書（平成 27 年 1 月）では「特定の事業者の設備構成を前提とせずに、通常用いることができる設備を効率的に組み合わせたものとする長期増分費用モデルの算定における中立性の考え方から、こうした仮定が、コスト算定の上で必ずしも不適切とは言えない。」との考え方が示されている。</p>	
<p>意見1-3 次々期適用期間以降の接続料算定の在り方は、PSTNからIP網への移行後の市場環境や利用状況を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で議論すべき。</p>	<p>考え方1-3</p>	
<p>○ 次々期以降の接続料算定の在り方は、PSTNからIP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で議論すべき</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、事業者間でIP網への円滑な移行について、まさに検討を進めているところであり、IP網移行後は競争環境や利用状況が大きく変動することに加え、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築していることから、当社の接続料水準を検証可能となることを踏まえれば、LRIC方式による接続料算定を義務づける意義はさらに乏しくなる。 ・ 既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けることは、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねない。 ・ IP網への移行後の市場環境を見据え、事業者間での検討を踏まえた上で、接続料規制の撤廃も含め議論すべき。 </div> <p>PSTNからIP網への円滑な移行に向け、「事業者間意識合わせの場」</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、PSTNからIP網へ移行後も、NTT東日本・西日本は、固定電話市場において一定のシェアを維持すると想定され、接続事業者におけるメタルIP電話への着信依存度は依然として高いものと想定される。メタルIP電話のコアネットワークとなるNGNに関して、情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成 29 年 3 月)では、IP網への移行後、NGNはボトルネック性を有するメタル回線及び光回線と一体として設置される設備としての性格を強め、他事業者のNGNへの依存性は強まるとの考え方が示されている。</p> <p>また、「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」(平成 29 年 9 月)では、NGNについ</p>	<p>無</p>

において、現行の接続構成や精算方式を前提とするだけでなく、市場環境の変化を踏まえ、IP網移行後の接続構成やビル&キープ等を含めた様々な接続料の精算方式等についての議論が行われています。

PSTNからIP網へ移行した後は、

- ・マイラインサービスの廃止や固定電話発携帯電話着通話の利用者料金設定権の見直しにより、接続事業者がNTT東西へPSTN接続料を支払うトラヒックが大幅に減少すること
- ・それ以外のトラヒックについても、対称・対等な関係になる発着二事業者が互いに接続料を支払い合うため、固定事業者間の接続料支払いは相殺されること
- ・双方向番号ポータビリティの実現にあたって、PSTNからIP網への移行の趣旨を踏まえ、コストミニマムな実現方法とする観点から、NTT東西のPSTN番号以外の番号はNTT東西のメタルIP電話にポートインしないこと
- ・引き続きPSTNサービスの利用者が減少していくこと

といった競争環境や利用状況が変動することを踏まえれば、PSTNの接続料水準が他事業者の事業運営に与える影響は、ますます小さくなっていくと想定されます。

また、広く普及した技術を用いるIP網は他事業者も構築しています。PSTNからIP網へ移行した後は、他事業者においても当社のIP網の接続料水準の検証が可能となるため、LRIC方式の適用の意義とされている透明性の確保や非効率性の排除等の観点からも、当社にLRIC方式による接続料算定を義務づける意義は更に失われるものと考えております。

したがって、当社のPSTNのみに非対称規制を課すような環境ではなくなることは明らかであると考えます。

そうした中、仮に、既存の規制の延長線上で当社に非対称規制を課し続けた場合、当社以外の事業者との間では不要となる可能性がある複雑な事業者間精算の仕組みを導入することを強いることとなり、その結果、業界全体に不要なコストを課すことになるだけでなく、最適解に向けた創意工夫の機会を奪うことにもなりかねないため、適切でないと考え

て、FTTHサービスの利用者及び光IP電話の利用者に加え、今後はメタルIP電話への利用者にもサービス提供可能なネットワークとなることから「引き続き、NGNを第一種指定電気通信設備に指定し、NGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要がある」との考え方が示されている。

接続政策委員会の関係事業者ヒアリングにおいて、接続事業者からは、IP網へ移行後の接続料算定について、IP網へ移行後も接続料水準の影響は依然として大きいことが予想されることから、公正な競争環境の維持のため、引き続き長期増分費用方式の適用を求めるとの意見が示されている。

NGNに接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタルIP電話への接続は不可避であることも踏まえれば、その接続形態にかかわらず、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらない。そうした見地から長期増分費用方式は有力なオプションだが、IP網への移行後を見据えつつ、今後、次々期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として他のオプションとあわせて採用の適否を検討していくことが適当である。

なお、IP網への円滑な移行に関する事業者間協議において、ビル・アンド・キープも含めた

ます。

前回の答申(「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方<平成27年2月9日付け諮問第1221号>答申)では、「今後の見直しの方向性(1)音声通信に係る接続料制度の見直しについて」として、

「NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。」

「固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。」

との考え方が示されていたことは、上述の環境変化を踏まえたものであったと考えますが、今回の答申案を検討する過程では、そうした議論が尽くされるには至らず、PSTNの接続料水準の抑制に主眼を置いた議論となっていたと認識しております。

当社としては、改めて、音声通信に係る接続料制度全体の在り方について議論し、接続料規制を撤廃(少なくともLRIC方式による接続料算定を廃止)していただきたいと考えます。その際には、PSTNからIP網への移行後を見据えて、業界全体で議論している事業者間精算等に係る議論の内容を、総務省においても十分に尊重していただきたいと考えます。

(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)

議論が行われているとのことだが、現行制度において、NTT東日本・西日本の第一種指定電気通信設備と接続する接続事業者が、任意に自網への着信接続料を設定し、結果としてNTT東日本・西日本へ支払う接続料と同額をNTT東日本・西日本から取得することによって、実質的にビル・アンド・キープ方式と同様となるような精算を行うことは可能性として否定されないものと考えられる。

第2章 長期増分費用方式の適用等

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-1 IP網への移行過程及び移行後においても、長期増分費用方式を引き続き適用すべき。	考え方2-1	
<p>○ IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用 答申案に賛同します。IP網への移行後もメタルIP電話への着信依存度は高く、接続料算定の適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらないため、メタルIP電話においても非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式を引き続き適用すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用 答申案に賛同いたします。 長期増分費用方式(以下、LRIC方式といいます。)は、客観性、透明性に優れたLRICモデルを通じて算定されるものであり、NTT東西に対するコスト削減インセンティブ、競争環境を維持していく上でも重要な役割を果たしていることから、引き続き適用していくことが適当と考えます。 (楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ IP網への移行過程及び移行後における長期増分費用方式の適用 IP網への移行後は、「固定電話の円滑な移行の在り方 一次答申」や「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」で示されているように、他事業者のNGNへの依存性は強まること、NGNとの接続に関して引き続き、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があることや、NGNに接続して音声サービスを提供する接続事業者にとって、メタルIP電話への接続は不可避であることが想定されることから、メタルIP</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。メタルIP電話について、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図ることは必要であり、当面のPSTNの利用について、また、今後のIP網への移行における局面について、非効率性の排除とともに公平性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式を適用することの意義は依然として変わらないと考える。</p>	<p>無</p>

<p>電話について、その接続形態(発着二者間での直接接続)にかかわらず、接続料算定における適正性・公平性・透明性の確保等を図る必要性は変わらない、との答申(案)に賛同いたします。</p> <p>また、今後のIP網への移行における局面についても、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、接続料算定において非効率性の排除とともに公正性・透明性の確保が可能な長期増分費用方式(以下、「LRIC方式」という。)を適用することの意義は依然として変わらないとする答申(案)に賛同いたします。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見2-2 IP網への移行時、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>	
<p>○ IP網への移行時の接続料算定に関する留意点</p> <p>答申案に賛同します。IP網への移行過程における接続ルートの切り替えは、全事業者一斉に行うことはできず順次行われることとなるため、事業者間公平性の観点から、移行前と移行後を同一ネットワークとみなしてモデル化し、単一の接続料を適用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ IP網への移行時の接続料算定に関する留意点</p> <p>答申案に賛同いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ IP網への移行時の接続料算定に関する留意点</p> <p>IP網への移行期間中は現実に2つのネットワークが並存しますが、PSTNからIP網への移行については、技術的要因により切替の順序性等があり、事業者の裁量で自由に切替時期を選択できるわけではありません。このような状況において、PSTNとIP網それぞれの接続料が異なってしまうと、IP網へ移行する時期により事業者間で接続料負担の差異</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。次々期適用期間では、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用するといった方法により、接続ルート切替の順序・時期によって、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための措置が必要と考える。</p>	<p>無</p>

<p>が生じ、公平性を確保できません。</p> <p>そのため、答申(案)で示されたとおり、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための措置、具体的には、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用(接続料算定を長期増分費用方式により行う場合は、コストやトラヒックは合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を切替前後の両方に適用)する措置が必要です。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見2-3 次々期適用期間以降の接続料算定方法の検討に向け、NTT東日本・西日本はメタル收容装置のコスト見通しを早期に明確にすべき。</p>	<p>考え方2-3</p>	
<p>○ 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題</p> <p>答申案に賛同します。メタル IP 電話とひかり電話はコアネットワークを共有することを踏まえると、LRIC モデルの適用範囲は、①現行モデル同様にコア局及び收容局とする、②收容局のみとする、③メタル IP 電話及びひかり電話を一体として適用範囲とする、の3案が想定され、どの案の可能性も排除せず検討を行うことが適当と考えますが、いずれの案を採る場合でも、コストが膨大と考えられるメタル收容装置については大きな課題であり、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」といいます。)は、早急にそのコスト内訳や見通しを示すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題</p> <p>NTT東日本・西日本に対して、メタル收容装置のコスト見通しをできる限り早期に明確にすることを求める、答申案に賛同いたします。</p> <p>(楽天コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。今後、長期増分費用モデルの見直しを行うにあたっては、対象とするサービス・機能の範囲等、いくつかの選択肢について、まずは技術的な観点からモデル検討可能性や課題を整理することが適当と考えられる。そうした検討にあたっては、メタルIP電話で用いる設備の内容、メタル收容装置のコスト見通し等について、NTT東日本・西日本はできる限り早期に明確にしていくことが求められる。</p>	<p>無</p>

○ 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題

今後、PSTN 接続料が大きく上昇していくことが想定されている中で、PSTN 接続料原価の大きな割合を占める加入者交換機を流用して提供するメタル IP 電話の接続料は、相当に高い水準になることが見込まれることから、競争事業者が電話サービスの提供を継続することが困難となる可能性があります。

また、NTT 東・西がメタル IP 電話で 3 分 8 円程度の電話サービスを提供する以上、将来においても公正な競争環境を維持していくためには、NTT 東・西の接続料水準も、各社が 3 分 8 円程度の利用者料金で電話サービスを提供できるような水準である必要があると考えます。

このような市場環境のもと、将来の競争環境を議論するにあたっては、まずは、NTT 東西のメタル IP 電話に係るコストがどのように推移していくのか、特に大きなコスト課題となる加入者交換機(メタル收容装置)のコスト見通しを早期に明確にする必要があることから、「NTT 東日本・西日本は、メタル IP 電話で用いる設備の内容、メタル IP 電話の接続料原価に相当する実際費用の見通し及びその内訳としてメタル收容装置のコスト見通しをできる限り早期に明確にしていくことが求められる」とする答申(案)に賛同いたします。

また、次々期適用期間において IP 網への移行が完了する予定であり、今後は IP 網における接続料算定を検討する必要があります。したがって、接続料算定に LRIC 方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。

LRIC モデルの見直しにあたっては、答申(案)に示されている通り、適用するサービス・機能の範囲、満たすべき要件等を整理する必要もあるため、考えられる選択肢におけるモデル検討可能性や適用する場合の課題等については、今後、技術的な観点から整理を行い、その上で、将来の公正な競争環境確保のために、どのような適用が相応しいかプライ

<p>シングの観点も踏まえた検証が必要とする答申(案)に賛同いたします。 (KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見2-4 長期増分費用方式で算定した接続料は、NTT東日本・西日本以外の接続事業者もベンチマークとして用いており、市場のIP化を反映したモデルとすべき。</p>	<p>考え方2-4</p>	
<p>○ 事業者間協議における着信接続料の設定 答申案に賛同します。LRIC モデルは、実態上他の接続事業者も接続料金のベンチマークとして用いていることから、事実上 IP 化が進行する市場の状況を反映したモデルとすべきであり、本来は次期の適用期間から改良 IP モデルを適用することが適当と考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。市場のIP化等の動向を踏まえつつ、第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備との接続に関する接続料のベンチマークへの活用可能性も念頭に、長期増分費用モデルのさらなる改良の検討を進めることが必要と考える。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-5 自社(NTT東日本・西日本)の主張に関し一部修正を求める。</p>	<p>考え方2-5</p>	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用「(3)主な意見」に関して 当社は、接続政策委員会(第34回)の事業者ヒアリングにおいて、次期適用期間における接続料算定方式に関し、『複数の接続形態が並存し得る期間』ではないことから、IPモデルの採用可能性について、『複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性』という観点から議論することは適切でないと考えます。」との主張をしたものであり、当社主張を正確に記載していただくため、以下のとおり修正していただきたいと考えます。 ・ 改良IPモデルは、GC接続がモデル化されておらず、コスト算定できない等の理由から適用すべきでない。また、次期適用期間は、PSTNのIP接続開始前であるため、PSTNにおいて複数の接続形態は並存していないことから、複数の接続形態が並存し得る期間における対処の必要性の観点から改良IPモデルの適用可能性を検討することは不適切。 (東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 修正案として示されている内容は、接続政策委員会の審議過程における関係事業者ヒアリングの質問事項 ※に対してNTT東日本・西日本より示された意見であるが、当該質問事項の考え方そのものは答申(案)に採用されていないため、答申(案)で論点としている改良IPモデルの適用是非に係る意見として「また、実際のネットワークがIP網へ移行する前から、接続料算定方式をIP網へ移行させるのは無理がある。」としたところ、これがNTT東日本・西日本の主張を正しく反映していないとの指摘であると解されるので、当該箇所を削除することとする。 ※第 34 回関係事業者ヒアリングにおける質問事項(該当部分抜粋)「PSTNからIP網への移行過程において、ひかり電話のIP接続開始や固定電話着信のIP接続開始など順次移行が進んでいくこと、その間、同じ固定電話サービスへ接続するにあたり接続事業者によって複数の接続形態が並存し得ることを踏まえると、次期適</p>	<p>有</p>

	用期間(ここでは仮に平成31年度から3年間とする。)における接続料算定はどのようにすべきか。」	
意見2-6 次期適用期間から改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うべき。	考え方2-6	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用(次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)</p> <p>接続事業者のネットワークにおいて IP 化は着実に進んでいること及び NTT 東西殿のネットワークにおいても、次期適用期間中には実際に IP ベースの技術を用いた環境が実現することからも、次期適用期間は改良 IP モデルを用いることがごく自然であり、「現行のネットワークの効率的なネットワークへの移行」が段階的である、という実状のみをもって、改良 IP モデルの採用を時期尚早と結論づけることは適当ではないと考えます。LRIC 方式が、「通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合」の費用等を用いて接続料を算定する方式であることを踏まえれば、次期適用期間から、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うことが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に最も適しているものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用(次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)</p> <p>「通常用いることができる」、「高度で新しい電気通信技術」等の基本的事項を満たしていること、接続料水準の上昇に伴い、接続事業者が提供するサービスの継続性が厳しくなっていることから、改良 IP モデルにより接続料算定を行うべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(楽天コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、長期増分費用方式の適用に当たっては、より効率的な改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うこととすることが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適していると言える。一方で、既存の利用者の円滑な移行への考慮から、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことも事実であり、当面の間は、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することがより適切であると考えられる。</p> <p>IP 網を前提にした算定への移行を終了する時期について、それを次期適用期間や次々期適用期間以降のどことするのか特定するのは現時点では時期尚早と考えられるが、固定電話市場全体におけるIP網への移行状況や公正な競争環境の確保等の観点から引き続きの検討が必要である。</p>	無
意見2-7 改良 IP モデルには構造的な課題があり、接続料算定への適用は不適切。	考え方2-7	

<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用（次期適用期間における接続料算定で用いるモデル）</p> <p>LRIC方式は、第一種指定電気通信設備の接続料算定に用いられる算定方式の選択肢の一つに過ぎず、将来原価方式や実績原価方式といった他の接続料算定方式においても、公正競争や透明性・公平性の確保、非効率性の排除は可能です。</p> <p>まして、改良IPモデルは現に提供している接続機能の算定に対応できない等の構造的な課題があるモデルであり、仮に一部であっても改良IPモデルを用いて算定することは、当社の接続料における原価算定を著しく歪なものとするため、改良IPモデルを用いて算定された接続料を適用することは不適切であると考えます。</p> <p>（東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社）</p>	<p>○ 考え方1-2のとおり。</p>	<p>無</p>
<p>意見2-8 移行の一階梯として改良 PSTN モデルを用い、スタックテストの結果により改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進める案に賛同。</p>	<p>考え方2-8</p>	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用（次期適用期間における接続料算定で用いるモデル）</p> <p>LRIC 方式は、第一種指定電気通信事業者の実際のネットワークがどのような設備構成で設置されているかにかかわらず、「高度で新しい通信技術を利用した効率的なものとするように新たに構成するものとした場合」の第一種指定電気通信設備に係る費用を勘案して接続料を算定する方式であり、固定電話市場が、次期適用期間中に各事業者間で実際に IP 接続が開始される等、着実に IP 化に向けて進展していること、また、今後の事業者間接続については IP 接続が前提となっていくことを踏まえれば、次期適用期間から改良 IP モデルを適用することが、公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適っているものと考えます。</p> <p>その点、答申(案)では、改良 IP モデルを用いて接続料の算定を行うことは公正な競争環境の確保を求める制度の趣旨に適しているとする</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p> <p>長期増分費用方式の適用に当たっては、より効率的な改良IPモデルを用いて接続料の算定を行うことが制度の趣旨に適っていると言える一方で、他の観点から、当面の間は段階的な移行の時期として対応することがより適切であることについては、考え方2-6のとおり。</p> <p>また、段階的な移行に当たっては、改良PSTNモデルの採用をその一階梯としつつも、公正な競争環境の確保の見地から必要に応じて、改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせにより移行の段階を進めることとしている。</p>	<p>無</p>

<p>一方、効率的なネットワークへの移行を現実には瞬時に行うわけにはいかないことから、あくまでも、IP 網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の一階梯として改良 PSTN モデルを採用するとしたものです。そのため、改良 PSTN モデルによって算定する接続料水準が、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づくスタックテストによる検証に耐えられないことが分かった場合は、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせへ移行の段階を進めることにより、そういった事態を回避するとの答申(案)に賛同いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見2-9 指針に基づくスタックテストの検証方法には、検証対象の範囲等課題がある。</p>	<p>考え方2-9</p>	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用(次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)</p> <p>スタックテストについては、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案に対する 2018 年 7 月 23 日付弊社意見書において述べている通り、スタックテスト全体としては基準を満たしていたとしても、異なる着信先間(例:PSTN 発-PSTN 着と PSTN 発-ひかり電話着の間)で補完が行われた結果ではないか検証する観点から着信先ごとの内訳の別掲が必要であり、LRIC モデル判断においても、それを踏まえた検証結果を用いるべきと考えます。</p> <p>なお、スタックテストを LRIC における改良 IP モデル適用可否の判断に用いるに当たっては、コスト構造が違う事業者でも競争できる指標とすべきと考えます。NTT 東西殿のネットワークと接続事業者のネットワークでは、圧倒的な契約者数を誇る NTT 東西殿に規模の経済が働くことから構成に違いが存在するため、NTT 東西殿利用機能と接続事業者の実際の利用機能の差分を最小限にするような補正をかける等の検討が必要と考えます。</p> <p>以上のように LRIC モデル判断においてスタックテストを用いるに当た</p>	<p>○ 答申案に示したとおり、スタックテストの検証方法については、価格圧搾が構造上あり得る事態を回避するという趣旨に照らして改善すべき点がないか、総務省において検討を行う必要がある。</p>	<p>無</p>

っては、着信先ごとの検証が行われていない点含めその検証方法に課題が存在するため、今後、接続料の算定に関する研究会において議論を尽くすことが必要と考えます。

(ソフトバンク株式会社)

○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用
(次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)

改良 PSTN モデルにより接続料算定を行うこととする際には、接続料水準の上昇に伴い、貴省指針に基づくスタックテストの検証に耐えられない場合、改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせを以って接続料算定を行うべきとありますが、利用者料金収入と比較の対象にある接続料等総額には NGN 接続料等が含まれていることから、組み合わせを以って接続料算定を行うべき判断には、この点を留意すべきと考えます。

(楽天コミュニケーションズ株式会社)

○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用
(次期適用期間における接続料算定で用いるモデル)

スタックテストの検証方法については、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案(平成 30 年 6 月 22 日付け)で示されたとおり、NTT 東・西接続料の調整要否を判断するという観点から、検証対象に他事業者接続料を支払う需要が含まれる場合には、利用者料金額(単価)等により通常の利用者が区別可能な範囲内において、他事業者接続料を支払う需要をできる限り除いて検証を行うことが適切であると考えます。

具体的には、「加入電話・ISDN 通話料」と「ひかり電話」については、固定電話(0ABJ)宛の通話のみを対象として検証が行われることが適当であると考えます。

(KDDI 株式会社)

<p>意見2-10 加入電話・ISDN通話料は需要が減少し、競争環境にないため、スタックテストの検証対象から除外すべき。</p>	<p>考え方2-10</p>	
<p>○ 平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用（次期適用期間における接続料算定で用いるモデル）</p> <p>スタックテストの検証の目的が、接続料と利用者料金との関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとならないかどうかを検証することであれば、需要の立上げ期において普及促進的な料金を設定せざるを得ないサービスや、需要の減少期にあって、利用者から見ると、もはや競争を促進する意義が乏しくなっているサービスについては、本検証に相応しくないと考えます。</p> <p>そのため、加入電話・ISDN通話料については、需要が減少し、既に競争環境になく、不当な競争を引き起こす状況にはないため、速やかにスタックテストの検証対象から除外すべきと考えます。</p> <p>仮に、スタックテストの検証対象とされ、利用者料金による収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回った場合に、当社としては、「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」を提示する考えです。その上で、総務省が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものとなっていると判断する場合には、総務省において競合事業者のサービス提供状況等も踏まえた立証を行い、その具体的根拠（不当な競争を引き起こすものとならない具体的な差分の額を含む）をお示しいただく必要があると考えます。</p> <p>当社は、その具体的な差分の額を調整するために必要な措置として、利用者料金又は接続料等の水準を調整することになると考えますが、接続料等の水準を調整する場合に、構造的な課題が存在する改良IPモデルとの組み合わせを行うことは当社の原価算定を著しく歪なものとすものであり、不適切であると考えます。</p> <p>したがって、当社としては、改良IPモデルを用いることはせず、その他の方法により対応を行う考えです。</p>	<p>スタックテストの検証方法については、考え方2-9のとおり。</p> <p>次期適用期間の接続料算定に長期増分費用方式を適用するにあたっては、より効率的な改良IPモデルを用いることが制度の趣旨に合っているものの、当面の間は段階的な移行の時期として対応することがより適切であることについては、考え方2-6のとおり。</p> <p>段階的な移行に当たっては、そのモデルを用いたとした場合に算定される接続料について価格圧搾のおそれが生じるような場合には、制度の在り方として適当ではなく、移行の段階を進めることとするものであり、この価格圧搾のおそれについては、価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないかを検証することを目的とする現行の指針に基づくスタックテストのうち、利用者料金の水準と接続料の水準の関係が指針の基準を満たしていないかどうか、すなわち、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るかどうかの基準を用いることで判断することが適当である。そのため、その差分が営業費相当基準額を下回った場合に、NTT東日本・西日本により「不当な競争を引き起こさないと考えた理由」の提示を受けて考慮することはなく、また、LRIC方式による接続料の算定に用いるモデルの移行の段階を進める方法によらず、利用者料金の調整等の措置を行う</p>	<p>有</p>

<p>(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>こととするは考えられない。</p> <p>ただし、価格圧搾のおそれが生じるとしても、認可接続料に比べ他事業者接続料の著しい上昇により利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回るといった他律的要因が客観的かつ定量的に確認できる場合には、総務省において、そうした事情を考慮して取り扱うことを検討する余地があると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、答申(案)を修文することとする。</p>	
<p>意見2-11 改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの具体的な組み合わせ方法を総務省において指定することは適切ではない。また、検討にあたって関係事業者への影響に関する検証・確認が一切行われていない。</p>	<p>考え方2-11</p>	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>当社として、改良IPモデルとの組み合わせを行う考えはありませんが、仮にスタックテストの検証結果が営業費19.9%であった場合において、総務省が営業費20%を確保すべきとしたときには、接続料原価を約1.5億円相当引き下げる必要があるところ、改良PSTNモデルと改良IPモデルを最低限組み合わせた場合(4対1)であっても、接続料原価を約80億円相当引き下げることとなり、著しく過大な対応となってしまうため、およそ適切な制度とは言えないものと考えます。本来、こうした具体的な対応方法については、当社に委ねられるべきであり、総務省において、モデルの組み合わせ等の方法を指定することは適切でないと考えます。</p> <p>加えて、接続料制度の整備にあたっては、公正な競争環境の維持はもとより、関係する事業者への影響についても詳細な検討がなされて然るべきところですが、今回は、上述した影響の検証・確認は一切行われておらず、制度の整備に向けた検討としては適切でないと考えます。</p>	<p>○ 現行制度上、第一種指定電気通信設備は他の事業者の事業展開上不可欠な設備として、それを設置するNTT東日本・西日本は、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けることとされている。また、第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料は長期増分費用方式により算定し、それに当たっては、総務大臣が通知する手順により整理した費用に基づいて算定することとされている。</p> <p>次期適用期間の接続料算定に長期増分費用方式を適用するに当たっては、段階的な移行の時期として対応することがより適切であることについては考え方2-6のとおり。</p> <p>改良PSTNモデルの採用をその一階梯としつつも、条件に応じて改良PSTNモデルと改良IP</p>	<p>無</p>

<p>(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>モデルの組み合わせにより接続料算定を行うことについては考え方2-10のとおり。</p> <p>この場合のモデルの組み合わせは、利用者料金と接続料の差分が営業費相当基準額を下回らないように、接続料の水準を設定することのみを目的としているのではなく、それによって、IP網を前提とした接続料原価の算定に向けて移行の段階を進めることも目的としている。</p> <p>よって、段階的な移行を進めるという観点からは、モデルの組み合わせ方法をNTT東日本・西日本に委ねることは適切でない。</p> <p>また、答申(案)の取りまとめに当たっては、委員会報告までの審議全8回のうち6回にわたり関係事業者へのヒアリングを行い、接続料の変動による関係事業者への影響を踏まえてモデル適用方法の考え方の整理を図っている。</p>	
<p>意見2-12 改良 PSTN モデルと改良 IP モデルの組み合わせで接続料を精算する場合、精算システムの追加開発等、新たな費用が生じる。</p>	<p>考え方2-12</p>	
<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用(モデルの組み合わせ方法)</p> <p>改良PSTNモデルと改良IPモデルは、通信形態が同じであっても機能ごとの経由回数が異なります。</p> <p>改良PSTNモデルと改良IPモデルの組み合わせによって設定された接続料を用いて精算を行う場合は、毎月それぞれのモデルにおける機能ごとの経由回数をカウントした上で、それぞれのモデルにおける組み合わせ比率を乗じ、それを足し合わせた回数に接続料を乗じることとなります。</p> <p>実際にこのような精算を行うとしても、弊社において精算システムに追</p>	<p>○ 接続料の低廉化を促進することの必要性については考え方1-1のとおりだが、公正な競争環境の確保のため、接続料算定においてIP網を要素として取り入れていくにあたり、精算方法についても一定程度的見直しを行っていくことはやむを得ないものと考えられる。</p> <p>今回提出のあった意見の中で、接続料算定に改良PSTNモデルと改良IPモデルを組み合わせることで適用することにより、事業者間精算において新たなシステム開発が必要になるとの意見</p>	<p>無</p>

<p>加開発が必要になる等、新たな費用が発生します。また、他事業者においても請求額の照合を可能とするための新たなシステム開発や確認作業等に相当の稼働が追加で必要となるなど、混乱が生じるものと考えます。</p> <p>このような点からも、改良PSTNモデルと改良IPモデルとの組み合わせを行うことは不適切と考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>はNTT東日本・西日本のみであったが、精算方法の在り方や新たなシステム開発の必要性については、今後、事業者間でさらなる精査を進めていくことが望ましい。</p> <p>また、総務省は、事業者に対し必要な情報の提供を求めること等により、事業者間精算の実態を踏まえつつ、制度整備を進めることが適当である。</p>	
--	--	--

第3章 NTSコストの扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見3-1 き線点 RT-GC 間伝送路コストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、ユニバーサルサービス制度の検討の後に見直しを行うべき。</p>	<p>考え方3-1</p>	
<p>○ 「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」は NTS コストであること、2018 年 8 月時点でユニバーサルサービス料が 2 円/番号・月と十分低廉化していることから、当該コストについては本来の整理である基本料回収としていくことが適当と考えます。</p> <p>なお、答申案において、「き線点 RT-GC 間伝送路コスト」の 100%を接続料に算入している現行の当面の措置について、「ユニバーサルサービス制度の検討の後に見直しを行うべき」と整理されていること及び今後のユニバーサルサービス制度の在り方について「総務省において早急に検討を進めることが求められる」と整理されていることから、まずユニバーサルサービス制度の在り方について早急に検討を進めることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ き線点 RT-GC 間伝送路コストは、接続事業者にとって重い負担となっている現状、原則どおり基本料原価で負担すべきと考えます。「固定電話網の円滑な移行の在り方 二次答申」で提言のとおり、ユニバーサルサービス制度の検討の後、見直しを検討いただきたく存じ上げます。</p> <p style="text-align: right;">(楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ き線点 RT-GC 間伝送路コストはあくまでも NTS コストであり、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であることから、「固定電話網の</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p> <p>次期適用期間のき線点 RT-GC 間伝送路コストは基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、今後のユニバーサルサービス制度の検討の後、当該コストの扱いについて、見直しを行うべきである。</p> <p>また、答申(案)に示したとおり、現行のユニバーサルサービス制度が、ナショナルミニマムを維持する趣旨に照らして、設備構成の効率化を促進するといった観点を含め、改善の余地がないか、総務省において早急に検討を進めることが求められる。</p>	<p>無</p>

<p>円滑な移行の在り方 二次答申」で提言されているユニバーサルサービス制度の検討の後に、現行の当面の措置(き線点 RT-GC 間伝送路コストの 100%を接続料に算入)について、見直しを行うべき、との答申(案)に賛同いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見3-2 き線点 RT-GC 間伝送路コストを接続料原価から控除することを目的としてユニバーサルサービス交付金制度を見直すためには、社会的なコンセンサスが必要。ユニバーサルサービス制度とNTSコストの扱いについて一体的な検討が必要。</p>	<p>考え方3-2</p>	
<p>○ き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に算入した経緯を踏まえると、当該コストを接続料原価より控除することを目的に、ユニバーサルサービス基金制度の見直しを行うためには、社会的なコンセンサスを得る必要があり、直ちに見直すことは容易ではないと考えます。仮に見直しを検討するのであればNTSコストが回収可能となることを前提に、ユニバーサルサービスの検討と現行の当面の措置の見直しについて一体的に検討すべきと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「『固定電話網の円滑な移行の在り方』二次答申～最終形に向けた円滑な移行の在り方～」(平成28年2月)では、ユニバーサルサービスに関する今後の検討方向性として、光ファイバや無線など技術の進展を踏まえたユニバーサルサービスとしての固定電話の効率的な確保が示されており、それを踏まえ、ユニバーサルサービス交付金制度の妥当性等の論点について検討を進めていくことが必要とされている。</p> <p>そのため、NTSコストの扱いについては、このユニバーサルサービス制度の検討の後に、見直しを行うことが適当である。</p>	<p>無</p>

第4章 東西均一接続料の扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見4-1 原則は東西別に接続料を設定することが適当。</p> <p>○ 本来、NTT 東西殿は別会社であり、コストも需要も別で発生していること、固定電話の移行先であるひかり電話は、当初より東西別で接続料設定されていること等を踏まえ、原則は東西別に接続料を設定することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>考え方4-1</p> <p>○ NTT東日本・西日本の各々の接続料が別々に設定されることが原則であるが、今般の改良PSTNモデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、負担の変動が著しく大きく現実的ではないため、IP網への移行状況等を踏まえつつ、東西均一接続料の維持の可否について検討を行っていく必要がある。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-2 市場動向等を踏まえ、東西別の接続料を検討すべき。</p> <p>○ PSTN マイグレーションの進展に伴い、光 IP 電話サービスの契約数は更に増え続けていくことと見込まれますので、市場動向を注視の上、適時に東西別接続料の設定可否について検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、光 IP 電話ではすでに東西別の接続料を設定していることも踏まえれば、PSTN においても、東西別の接続料とすることが基本と考えます。</p> <p>しかしながら、答申(案)に記載のあるとおり、これまで、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請があるとして、NTT 東・西の接続料を同額とする措置が取られており、次期適用期間において、改良 PSTN モデルの採用に伴い東西別の接続料に是正することは、接続料負担の変動が大きく、東西均一接続料が維持されてきた理由を踏まえれば、当該是正は現実的には困難なものと思われます。</p> <p>次々期適用期間以降については、IP 網における接続料算定の検討</p>	<p>考え方4-2</p> <p>○ 答申(案)に示したとおり、次々期適用期間以降の接続料の在り方に向けては、接続料が本来、東西別で設定されるものであることを念頭に、PSTNからIP網への移行状況や、移行後の提供サービスにおける利用者料金と接続料との関係等を踏まえつつ、東西均一接続料の維持の可否について検討することが適当である。</p>	<p>無</p>

になるため、光 IP 電話同様に、原則東西別の接続料を設定することを前提に検討を行い、その上で、適用にあたって、東西均一接続料の要否について、社会的要請やプライシングの観点等も踏まえて検討を行うことが望ましいと考えます。

(KDDI 株式会社)

第5章 接続料算定に用いる入力値の扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見5-1 接続料算定の入力値として用いる通信量は、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用すべき。	考え方5-1	
<p>○ 通信量の扱い 答申案に賛同します。乖離幅の傾向は前回答申時と変わらないことから、現状の扱いを継続すべきと考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 通信量の扱い 答申案に賛同いたします。 (楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 通信量の扱い 接続料算定に用いる通信量の入力値としては、恣意性の排除や継続性・予見性を確保していくことが必要であると考えますので、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当とする答申(案)に賛同いたします。 なお、光IP電話とのIP接続(2021年1月以降)が開始されると、光IP電話との発着信トラヒックが、IGS接続(PSTN経由)からIP接続に切り替わるため、PSTNのIC経由(中継交換機能)に係るトラヒックが大きく減少することになります。 次期適用期間については、現行の「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化」する通信量の算定方法(※)を用いれば当該影響を受けませんが、次々期適用期間については当該影響を受けるため、例えば、加入電話/メタルIP電話と光IP電話に対して1つのIPモデルを適用(コストやトラヒックはメタルIP電話/加入電話と光IP電話の合算値を用</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。 次期適用期間の接続料算定においては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。 また、次々期適用期間の接続料算定における入力値の扱いの検討に当たっては、答申(案)第6章で示したPSTN接続料と光IP電話接続料との関係に係る考え方(コアネットワークを共有するメタルIP電話と光IP電話との関係として、同一接続料とする場合の方法やそれによる影響等の検討必要性)も踏まえることが適当である。</p>	無

<p>い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用し、PSTN 網から IP 網への移行影響を排除する形で接続料算定を行う等の検討が必要になると考えます。</p> <p>(※)「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化」する通信量の算定方法(2021 年度接続料算定に用いる入力値の場合)</p> <p>「2020 年度下期+2021 年度上期」予測通信量 $= \text{「2019 年度下期+2020 年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率} \ast)$</p> <p>※ 対前年同期予測増減率は、①2020 年 10 月～12 月の通信量の対前年同期増減率 及び ②2021 年 1 月～9 月の通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、2020 年 4 月～12 月の対前年同期増減率を用いる。)を、通信量における 2019 年 10 月～12 月と 2020 年 1 月～9 月との構成比を用いて加重平均により算定。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見5-2 適用年度の通信量等コスト・需要を用いて算定すべき。</p>	<p>考え方5-2</p>	
<p>○ 通信量の扱い</p> <p>「当年度通信量実績」は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当年度予測通信量」と比較して、 乖離幅：-1.6～1.8% (GC 経由時間における 2014 年度～2016 年度)、 ・「前年度下期と当年度上期の予測通信量」と比較して、 乖離幅：6.0～8.8% (GC 経由時間における 2014 年度～2016 年度) <p>となっております。</p> <p>答申(案)で示された「前年度下期と当年度上期の予測通信量」を用いることで、接続料適用年度の適正な需要を用いた接続料算定とならず、「適用年度の予測通信量」を用いた場合と比較して、東西計で約 80 億円(2016 年度)の接続料原価に乖離が発生しています。</p> <p>本来、接続料については、適用年度に要したコストを適切に回収するものであるという観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定するこ</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、接続料算定の入力値として用いる通信量は一般的に、予測期間が長期化すると予測精度が低下する一方、通信量が減少局面にある場合、通信量計測期間が適用年度から離れると大きく評価される。そのため、信頼性のあるデータであることを前提として、可能な限り適用年度に近いデータの採用が適当と考えられる。</p> <p>そのような観点から、3つの予測方法(①前年度通信量を採用(3か月先予測)、②前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用(9か月先予測)、③当年度通信量を採用(15か月先予測))を比較すると、例えば予測値と実</p>	<p>無</p>

<p>とが適切であると考えます。 (東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>績値(同期間の実績)の乖離幅について、予測方法③は①及び②よりも大きい等、比較結果は前回答申時と変わらない。 したがって、平成 31 年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当である。</p>	
<p>意見5-3 第6次モデルで採用されたIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正について、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れないため、取り止めるべき。</p>	<p>考え方5-3</p>	
<p>○ その他の入力値の扱い 当社からは接続政策委員会(第32回)の事業者ヒアリングにおいて、第6次モデルで採用されたPSTNからIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正について、最新の需要に応じた設備を新たに構築するというLRIC方式の前提とは相容れないものと意見提起しており、当社としては、償却済み比率を用いた補正は速やかに取り止めるべきと考えます。 (東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 平成 27 年答申では、モデル適用方法に関して「改良モデルの適用に当たっては、第六次モデルで採用 ※された、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた償却済み比率を用いた補正については、現在もIP網への移行期であることに変わりないため、引き続きこの措置を適用することが適当である。」との考え方を示している。答申(案)では、次期適用期間の接続料算定に、まずは改良PSTNモデルを用いるとしているところ、IP網への移行は前回答申以降も進展しており、当該措置の必要性はむしろ増大している。 したがって、上記考え方を明確に示すため修文を行うこととし、「第2章 長期増分費用方式の適用等」に追記する。 ※平成 24 年答申における採用。</p>	<p>有</p>
<p>意見5-4 光ケーブルの経済的耐用年数の見直しについて検討すべき。</p>	<p>考え方5-4</p>	
<p>○ その他の入力値の扱い</p>	<p>○ 光ケーブルの経済的耐用年数については、引</p>	<p>無</p>

また、光ケーブルの経済的耐用年数については、2015年に7年ぶりにデータの更新を行ったところ、約2.5年延びた実績があり、前回のデータ更新から一定の期間が経過していることから、平成31年度接続料において、光ケーブルの経済的耐用年数算定に用いるデータ更新を行うべきと考えます。

(ソフトバンク株式会社)

○ その他の入力値の扱い

光ケーブルの経済的耐用年数については、第七次モデルにおいて、光ケーブル(架空)15.1年、光ケーブル(地下)21.2年から、最新の撤去実績等に基づき、架空17.6年、地下23.7年に見直されていますが、その後も、光ケーブルの経済的耐用年数が延びていることを踏まえ、光ケーブルの経済的耐用年数をモデル見直しのタイミング等にあわせて定期的に見直すことを、引き続き、検討すべきだと考えます。

災害対策コストに係る入力値については、既にモデルに反映されている対策項目、実施内容及び対象範囲に係る考え方と整合するものであれば、毎年の入力値見直しにあわせて反映されており、同様に、光ケーブルの経済的耐用年数についても、第七次モデルにおいて「撤去実績等に基づき推計を行う現行の方式に基づくことが適当」と整理されていることから、実績取得・推計にかかる作業負荷や効果等を踏まえ、毎年の入力値見直しにあわせてとは言わずとも、モデル見直しのタイミング等にあわせて定期的な見直しが必要です。

なお、答申(案)に記載があるような、モデル研究会等において、専門的な見地から適宜適切に検討を行う必要がある場合は、「接続料の算定に関する研究会」で検討される加入光ファイバの耐用年数の見直しの状況等も踏まえながら、検討することが必要であると考えます。

(KDDI株式会社)

引き続き、長期増分費用モデル研究会等において、専門的な見地から適宜適切に検討が行われることが適当である。

第6章 PSTN接続料と光IP電話接続料との関係

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-1 次期適用期間ではPSTN接続料と光IP電話接続料の双方の加重平均値を接続料として適用しないとした案に賛同。	考え方6-1	
<p>○ 次期適用期間における光IP電話接続料との関係 次期適用期間については、PSTN が現状東西同一で接続料が設定されていることや、加重の仕方に議論が必要なこと等、課題が多く存在するため、加重平均を用いない、とした答申案に賛同します。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 次期適用期間における光IP電話接続料との関係 答申案に賛同いたします。PSTN と光 IP 電話との間の接続料算定方式、設備構成、サービス等の差異が十分に比較考慮された上で、加重平均値の接続料を適用すべきと考えます。 (楽天コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。次期適用期間においては、PSTNと光IP電話とはそれぞれ異なるネットワークであること等から、PSTN接続料と光IP電話接続料の双方の加重平均値を接続料として適用することは行わないことが適当である。</p>	無
意見6-2 次々期適用期間以降におけるPSTN接続料と光IP電話接続料との関係は、モデル適用範囲等の議論とあわせて検討することが適当。	考え方6-2	
<p>○ 次々期適用期間以降の光IP電話接続料との関係の検討方向性 次々期適用期間については、第 2 章 1. 3に対する意見で述べたモデル適用範囲の議論と併せて検討を行うことが適当と考えます。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 次々期適用期間以降の光IP電話接続料との関係の検討方向性 次々期適用期間以降については、答申(案)に記載のあるとおり、メタル IP 電話と光 IP 電話が同じ NGN をコアネットワークとして提供され、音声呼が NTT 東・西の固定網に着信する場合に、メタル IP 電話と光 IP</p>	<p>○ 概ね賛同の御意見として承る。次々期適用期間におけるPSTN接続料と光IP電話接続料との関係について改めて検討を行うに当たっては、IP網への移行状況やそれによる影響等も踏まえることが適当である。また、それは答申(案)第2章で示している考え方、「1. 2 IP網への移行時の接続料算定に関する留意点」(接続ルート切替の順序・時期によって、事業者間で接続料負担の差異が生じないようにするための</p>	無

電話のどちらに着信するかは選択できるものではないことから、別々で接続料を算定することの必要性は小さくなるもと考えます。

また、第2章の「1.2. IP 網への移行時の接続料算定に関する留意点」で述べられているとおり、IP 網へ移行する時期により事業者間で接続料負担の差異が生じることは公平性の観点から適当ではないため、個別事業者の接続ルート切替の前後で接続料を区別せずに単一の料金を適用(接続料算定を長期増分費用方式により行う場合は、コストやトラヒックは合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を切替前後の両方に適用)する措置が必要となります。

この点、加入電話からメタル IP 電話への移行影響を排除する観点に加えて、第5章の「ア 通信量の扱い」に対する当社意見で述べたとおり、光 IP 電話との IP 接続開始に伴う PSTN 接続料への移行影響も排除する観点から、加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に対して1つの IP モデルを適用(コストやトラヒックはメタル IP 電話/加入電話と光 IP 電話の合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用)する検討が必要になると考えます。

(KDDI 株式会社)

措置)や「1.3 次々期適用期間以降の接続料算定に向けた検討課題」(モデルの適用対象とするサービス・機能の範囲等、まずは技術的な観点からの整理)等も踏まえた検討とすることが適切である。

第7章 新たな算定方法の適用期間

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見7-1 次期適用期間を3年間とする案に賛同。この期間中に IP 網における接続料算定の検討を進めることが必要。	考え方7-1	
<p>○ 適用期間は3年間とする答申案に賛同いたします。 (楽天コミュニケーションズ株式会社)</p> <p>○ 次期適用期間については、IP 網を前提とした接続料算定に向けた暫定的な措置として改良 PSTN モデルを適用するため、仮に、実際に光 IP 電話の IP 接続が始まる時期を目途として IP 網を前提とした接続料算定に移行する場合には、適用期間は「2年」が適切であると考えます。</p> <p>一方で、IP 網への移行を見据え、今後は IP 網における接続料算定を検討する必要があり、接続料算定に LRIC 方式を適用する場合に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、IP 網に適用するための IP モデルを新たに検討する必要があることから、この検討には、ある程度の検討期間が必要になることが想定されます。</p> <p>したがって、答申(案)のとおり、次期適用期間を「3年」とするのは、やむを得ないものと考えますが、次々期適用期間に向けて、この期間中に、IP 網における接続料算定の検討を進めることが必要です。 (KDDI 株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。これまで多くの場合において適用期間を3年間としていることに加え、今後、次々期適用期間の接続料算定を想定して、メタルIP電話の接続料算定において適正性・公平性・透明性の確保が可能な算定方法の在り方の検討や、そうしたモデルの見直し検討等のための期間を踏まえると、平成31年度以降の接続料算定方式の適用期間は3年間とすることが適当である。</p>	無

第8章 今後の接続料算定の在り方

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見8-1 次々期適用期間はIP網を前提とした接続料を算定を行うべきであり、それに向けて十分な検討が必要。	考え方8-1	
<p>○ 答申案で言及している、原価算定に PSTN を要素として使い続けることのデメリット並びに IP 化及び光化等の技術進展を踏まえた接続料低廉化の必要性について賛同します。これを踏まえ、次々期適用期間は当然 IP ベースの LRIC モデルを採用すべきと考えます。</p> <p>加えて、これらの指摘は、次々期モデル適用期間に限らず次期モデル適用期間に関しても当てはまるため、先述のとおり、本来次期適用期間から改良 IP モデルを用いるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 次期適用期間については、IP 網を前提とした接続料算定に向けた段階的な移行の時期であることから、次々期適用期間以降については、当然に IP 網を前提とした接続料算定を行うべきであり、次期適用期間中に、それに向けた検討を十分に行う必要があります。</p> <p>次々期適用期間以降の接続料算定についても、接続料算定における公平性・透明性の確保、公正な競争環境の確保の重要性に鑑みて、非効率性の排除とともに公正性・透明性の確保が可能な LRIC 方式を適用することが原則であり、その際に検討するモデルは、今までのように PSTN 網に適用するための IP モデルではなく、新たに IP 網に適用するための IP モデルを前提として検討すべきであると考えます。</p> <p>また、検討の際には、答申(案)に記載のあるとおり、メタル IP 電話と光 IP 電話は、コアネットワークを共有する等、それら接続料を別々に算定することの必要性が相対的に小さくなることに加え、第5章の「ア 通信量の扱い」及び第6章に対する当社意見で述べたように、IP 網へ移行</p>	<p>○ 次々期適用期間以降の接続料算定における公平性・透明性の確保や低廉化の促進の必要性については、概ね賛同の意見として承る。</p> <p>答申(案)に示したとおり、IP網への移行後を見据えつつ、次々期適用期間以降の接続料算定に用いる方法として長期増分費用方式や他のオプションの採用の適否を検討していくにあたり、長期増分費用方式の適用に関しては、それを適用するサービスや機能の範囲、満たすべき要件等について、今後、まずは技術的な観点から整理を行うことが適当と考えられる。</p> <p>その際、他の検討事項も踏まえる必要性については考え方6-2のとおり。</p>	無

<p>する時期により事業者間で接続料負担の差異が生じることを避けるために、</p> <p>(1) 加入電話からメタル IP 電話への移行に係る接続料負担の公平性の確保</p> <p>(2) 光 IP 電話との IP 接続開始に伴う接続料負担の公平性の確保</p> <p>を行っていく必要があることから、加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に対して1つの IP モデルを適用(コストやトラヒックはメタル IP 電話/加入電話と光 IP 電話の合算値を用い、同じ方法で算定した接続料を加入電話/メタル IP 電話と光 IP 電話に適用)して、PSTN 網から IP 網への移行影響を排除する形で接続料算定を行う等の検討が必要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI 株式会社)</p>		
<p>意見8-2 ネットワーク効率化へのインセンティブは十分働く仕組みとなっている。</p>	<p>考え方8-2</p>	
<p>○ 効率化の効果は当社の業績に直接反映されることから、効率化へのインセンティブは十分働く仕組みとなっています。現に当社は、効率的な事業運営を実施していくため、これまでも自らPSTNのコスト削減に取り組んできたところであり、今後はPSTNからIP網への移行を行うとしています。</p> <p>IP網への移行にあたっては、加入者交換機等を活用することとしたところですが、これは当社において効率化へのインセンティブが十分に働かないからではなく、現在のお客様の利用環境に極力影響させないよう、利用者利便確保の観点から判断したものです。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ NTT東日本・西日本におけるネットワークの効率化は図られるべきであるところ、答申(案)の趣旨としては、NTT東日本・西日本の設置する第一種指定電気通設備に接続する接続事業者に関して、接続料が今後も上昇を続けることにより、費用負担がさらに増大することで、ネットワークの効率化へのインセンティブが働かなくなるおそれがあることを示しているものである。</p>	<p>無</p>